

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年4月27日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

さかのぼり請求は分かりませんが、すみやかに相談員にも手伝って頂き現在3割負担で医療機関に通わせて頂いています。先に言われてもいない。まして文書も頂かず、100万円程の10割負担は国民心情に合致せず、憲法の健康で文化的な生活の信条にもそぐわないと思います。

相続には時間がかかります。生保を受けていた者の場合この第63条の請求に対する救済があつて然るべきと思われます。担当職員にはすぐに父の死を知らせ、指示をあおぎましたが、相続があつたら知らせてとのみホケンや年金等の手続きを伺ったら、各部

署から連絡があるだろうと言われました。担当職員と話した直後から〇〇症になり、親しい者が心療内科に連れていってくれました。医師も驚き、弁護士に相談しなさいと言われ、危険なので睡眠薬は出ませんでした。血圧〇〇／〇〇など、すい弱は進んでいます。納付期限も5／16と間を置かないものでしたが、銀行に行けないままです。支援を受けつつ感謝して言われた通りに生活保護法も守ってきたのに不条理です。ホケン証を取り上げていた者が、10割負担にならない配慮をすべきと思います。そのような法がないとその者が主張するなら、私が判例になりたいです。

63条自体にカシがあると申立ててはおりません。論点がずれています。（弁明書の）6（8）「告げている」は正しくないと指摘しています。（特に医療費10割負担。）保護廃止決定通知書は、文字通りの内容にすぎません。「告げた」証拠のご提出お願い致します。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求については理由がないから、行政不服法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年6月 1日	諮問
令和5年7月19日	審議（第80回第3部会）
令和5年8月22日	審議（第81回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

そして、法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」
(東京高等裁判所平成25年4月22日判決・訟務月報60巻2号381頁。なお、同判決は、最高裁判所において、同年9月12日、上告棄却により確定している。)と解されている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」

(平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 1・(1)は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とした上で、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については、「当該世帯の自立更生の

ためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」等を返還額から控除して差し支えないとしている（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）。

ウ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5（答）(1)は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とし、同・(2)・エは、課長通知と同様に自立更生免除について記載している。

(3) 相続による財産の取得と法63条の規定の適用

民法882条及び896条の規定により、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされている。また、同法909条の規定により、遺産分割の効力は相続開始の時にさかのぼって発生するものとされている。

したがって、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる（問答集問13-6（答）(2)）。

(4) 保護と国民健康保険法との関係

国民健康保険法6条9号は、法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者について、国民健康保険の被保険者とはしない旨を定めている。

(5) 課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技

術的な助言である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものである。

2 本件処分についての検討

請求人は、令和〇年〇月〇日の亡父の死亡により、その遺産を承継し、遺産分割協議に基づき本件遺産収入を取得したところ、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものであること、また、遺産分割の効力は相続開始の時にさかのぼって生ずることからすれば（上記1・(3)）、同日に本件遺産収入による「資力」が発生したものと認めるのが相当である。

本件遺産収入は、同日以降の請求人世帯の最低限度の生活の維持のために利用し得る資産というべきものであって、保護はこれを活用することを要件として行われるものであるところ、請求人については、同日から保護が廃止されるまでに、3,319,308円の保護費の支給を受けていたことが認められ（別紙「返還決定額算定表」）、本件遺産収入による資力からすれば、当該支給済みの保護費は、本来受ける必要がなかったものとしてその全額が返還対象となるべきものである。

そして、請求人世帯においては、当該支給済みの保護費の全額を返還してもなお相当の資力を有するということができるから、自立更生免除（上記1・(2)・イ）をすべき事情は認められない。

以上のことからすると、当該支給済保護費の全額を返還させることとした本件処分は、上記1の法令等に則ってなされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、当該支給済保護費のうち医療扶助費について全額（10割額）を返還対象とするのは、健康で文化的な生活の信条にそぐわないものであり、生活保護によって国民健康保険の被保険者ではなくなっているのであるから、全額負担とならないよう配慮

すべきであって、不当である旨を主張する。

しかしながら、法63条は保護の補足性の原則（法4条1項）を踏まえて本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としていること、請求人に発生した資力からすれば保護費全額を返還対象とするとしても請求人の自立を著しく阻害するものとは認められないこと、加えて、請求人は、生活保護を受給せずに国民健康保険の被保険者として医療費の自己負担分や保険料を支払いながら自ら生計を維持できる状況になかったところ、生活保護の受給世帯に属する者は国民健康保険の被保険者とししないものとするは法律の定めるところであって（上記1・(4)）、医療扶助として支給済みの保護費について返還額を減額すべき特段の定めもない以上、医療扶助費の全額を返還対象とした本件処分は法令の定めにも則ったものであるから、違法又は不当であるということとはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙（略）